

共同研究における研究担当者貢献経費について

令和4年11月9日
国立大学法人浜松医科大学

平素より、弊学との共同研究についてご協力いただきありがとうございます。

この度、共同研究の実施に際し、研究遂行に必要な直接経費（研究経費）、間接経費のほかに、研究担当者貢献経費を新設することといたしました。

研究担当者貢献経費とは、研究に直接必要な実費に加えて、研究の「価値」を考慮し、研究者の共同研究への関与時間に対する報酬等を勘案して、その対価を企業等にご負担いただくものです。

研究者は、浜松医科大学の「知」の蓄積そのものであり、価値創出の源泉となります。研究者が特定の民間企業との共同研究にコミットし成果を上げることに価値をお認めいただき、「知」の社会的価値の評価と投資をいただくことを趣旨としております。

つきましては、共同研究における経費を下記のとおり改訂することにいたしましたので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

記

1. 改定内容

共同研究費に「**研究者貢献経費**」の区分を新設しました

共同研究費	直接経費	研究経費 個別の研究ごとに直接必要な実費相当	-
		研究担当者貢献経費 新設 研究に従事する研究担当者の関与時間の対価	直接経費の10%相当額
	間接経費	間接経費 研究実施のために、大学全体に対して負担する経費相当	直接経費の30%

※**直接経費**の額が**年間100万円以上**の研究を対象とし、直接経費の10%相当額を研究担当者貢献経費に充てることができるものとします。

2. 適用開始時期

令和4年11月9日以降に新規に契約を締結するものに対して適用します。
(令和4年11月8日時点ですでに契約済みの研究については既存の契約に従って実施し、令和4年11月9日以降に上記に該当する研究経費変更を伴う更改を行う場合には、改定後の経費区分を適用させていただきます。)